

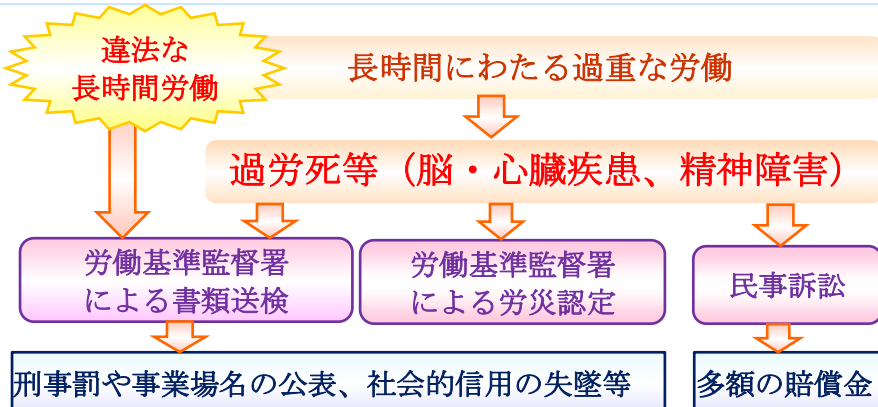


Nabeshima

Labor Management



I. 長時間労働を行わせることによって生ずる使用者のリスクとは？！

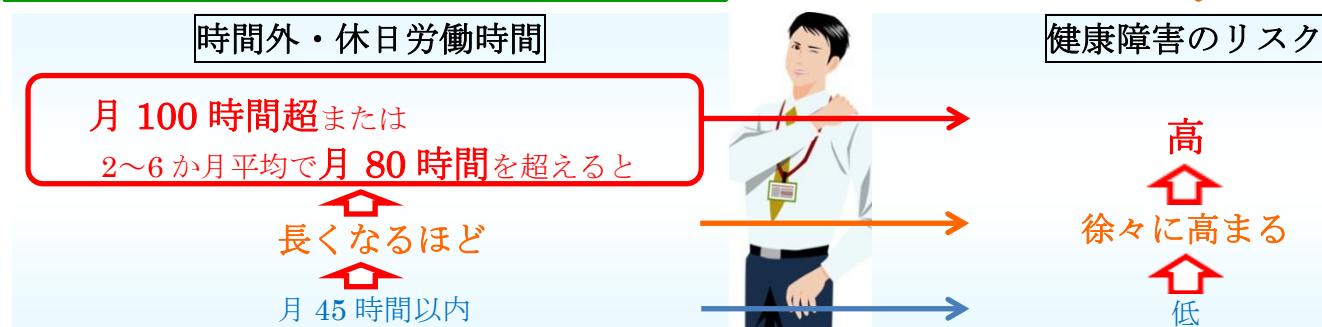


Q.健康障害のリスクって？！

A.長時間労働による疲労の蓄積した労働者が、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等を発症させることです。

※健康障害は、長時間労働による業務と発症の関連性が強いと医学的知見があります！

II. 長時間労働と健康障害の因果関係とは？！



III. 長時間労働による健康障害を防止するためには？！

①時間外労働・休日労働時間を削減しましょう

☑36 協定は限度基準などに適合していますか？

- 36 協定で定める延長時間は、限度基準に適合するものとする必要があります。
- 特別条項付き協定であっても健康障害防止の観点から時間外労働を基準内とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

☑労働時間を適正に把握していますか？

- 労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する必要があります！

☑年次有給休暇の取得促進に努めましょう。

②健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう

☑健康診断や健康診断結果に基づく適切な事後措置などを実施していますか？

- 定期健康診断の実施
- 特定業務従事者健康診断の実施
- 二次健康診断、特定保健指導に関する給付制度の活用
- 異常所見者に必要な措置を講じることが必要

☑産業医及び衛生管理者等を選任していますか？

☑衛生委員会を設置していますか？

☑長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導などを実施していますか？

IV. 長時間労働に伴う他の違法行為

☑労働基準法第 37 条（割増賃金）に違反する賃金不払残業

- 労働時間適正把握を順守
- 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備
- 割増賃金の支払い
- 賃金台帳に時間外労働時間数を記入

現在、長時間労働に伴う健康障害の問題やワークライフバランス等の問題により、
労働基準監督署は、限度基準を超える 36 協定の受付はしていません。

時間外・休日労働の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しましょう！

《筆者：鍋島明子》

お知らせ

◆労働保険の年度更新を行っています。

賃金台帳と工事台帳（建設業の場合）をもとに精算を行いますのでご協力をお願い致します。

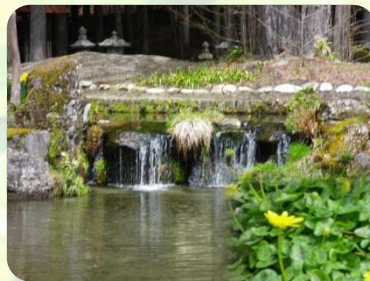
自然との共生

風薫る 5 月です。

自然の中を歩きましょう♪



シラネアオイ



イワカガミ、ニリンソウ
アズマイチゲ（キンポウゲ科）

シラネアオイ等 高山植物も沢山見られます。
ホッとできる瞬間です。



ニリンソウ



イワカガミ

わたしのひとこと

再び大地震に見舞われた日本。約 20 年前の阪神大震災以降、新潟県中越地震、東日本大震災等、日本は大地震が続いています。私が子供の頃も地震は時々起きていました。しかし、こんなに死傷者が発生する程の悲惨な地震は無かったと記憶しています。（関東大震災は、出生前の為、不明ですが…。）幼少の頃、グラグラと揺れが始まると、父母が「ナマズが地下で暴れている！」と、冗談を言っていたのを私は小学校を卒業する頃まで信じていました。

山に登り、山頂で一望すると、見渡す限り山が連なっています。日本列島は山と温泉ばかりであることを再確認したら、「どこにいても大地震が起きても不思議ではない」と思う日々です。一日に何度も何度もグラグラと揺れていたら…。通常の日常生活を過ごすことなど出来ず、怖さで精神的におかしくなってしまうのではないのでしょうか？！

地震に備えての安全対策は必要です。年に何度か避難訓練を行いましょう！

『備えあれば憂い無し』です。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2750-2

TEL : 028-635-9752 FAX : 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail : nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

